

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	定期検査中の原子炉内に燃料集合体が装荷され制御棒が全挿入された状態において、原子炉保護系に係るスクラム排出容器のすべての水位高検出器（8個）の元弁（16個）が本来開いているべきところ、閉じていることが確認され、当該検出器が動作不能であると判断し、午後2時27分、保安規定で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言。その後、当該検出器の元弁を開け、当該検出器が動作可能であると判断し、午後2時59分、保安規定で定める「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言。今後、原因を調査	A s	11月7日公表済 (PDF159KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ軸封部漏えい水飛散防止用プラスチックカバーに割れが認められたため、当該カバーを交換	D	
2	1号機	廃棄物処理系ランドリードレンタンク（A・B）用水位スイッチに破損・腐食が認められたため、当該水位スイッチを点検・修理	D	
3	1号機	蒸気タービン性能検査（タービン過速度トリップ試験）において、検査要領書に検査中に発生しない警報名称の誤記載が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
4	2号機	給復水系原子炉給水ポンプ出口A溶存酸素濃度記録計の値と、手分析値に相違が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	2号機	常設集積場所への放射線量当量率投棄基準を超過している雑固体廃棄物（可燃物1袋）が発見されたため、当該廃棄物を回収、対応検討	D	
6	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（炉内構造物検査）の記録確認において、成績書（検査期間等）に誤記が認められたため、当該成績書を訂正及び対応検討	C	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）用ディーゼル機関燃焼排気弁（L5-1）の浸透探傷検査において、弁棒シート部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	換気空調系タービン建屋運転階排気ファン入口風量計に計装配管の詰まりと思われる指示不良（指示値低下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	原子炉建屋3階制御棒駆動機構搬出入用ジブクレーン月例点検において、走行部のケーブル接続部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）入口圧力計元弁の弁本体フランジ部にリーク（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液移送ポンプ軸封用シール水ポンプ出口ストレーナ差圧計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
12	6号機	原子炉建屋4階ジブクレーン月例点検において、巻上用モータカバーに割れが認められたため、当該カバーを交換	D	
13	6号機	復水脱塩装置制御盤点検において、リサイクルタイマーの故障が認められたため、当該タイマーを修理	D	
14	6号機	監視機能健全性確認検査（制御棒位置指示装置）において、検査要領書の手順書に記載順序の誤記が認められたため、当該要領書を改訂し検査を再開	D	
15	その他	平成19年度第2回保安検査において、「集中環境施設高温焼却設備建屋に焼却処理待ちのドラム缶や処理済の空ドラム缶が不適切な状態で保管されている。」との指摘を受けたため、対応検討	B	
16	その他	平成19年度第2回保安検査において、「放射性廃棄物管理基本マニュアルに記載されている放射性廃棄物の管理における計画の立案と計画の評価・検証が実施されていない。」との指摘を受けたため、対応検討	B	
17	その他	平成19年度第2回保安検査において、「特定規模の地震が発生した場合にプラントの状況を関係機関へ通報・連絡するマニュアルに原子力保安検査官事務所の位置づけが不明確。」との指摘を受けたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで